

みずほフィナンシャルグループによる「国内クレジット（CDM）制度（国内排出削減量認証制度）」
普及業務の受託による CO₂ 削減の取組について
（経済産業省 京都議定書基盤整備事業）

株式会社みずほ銀行（頭取：杉山清次）は、10 月 21 日より開始した国内クレジット（CDM※）制度を活用し、ビジネスマッチング（顧客紹介）スキームと金融面の両面で中小企業を積極的に支援いたします。 ※CDM：Clean Development Mechanism（クリーン開発メカニズム）

地球温暖化防止対策として世界各国で CO₂ 等温室効果ガス削減が推進され、日本国内においても、先ごろ、国内排出量取引制度の試行に向けた参加企業の募集が開始されるなど、CO₂ 等温室効果ガス削減に向けた取組みが政府および大企業を中心に進められております。一方で中小企業における環境関連設備投資は費用負担が大企業に比べて相対的に大きいことなどから、CO₂ 排出量削減の取組が進んでいない現状があります。

そのため経済産業省は中小企業の省エネルギーのための設備投資促進および CO₂ 排出量削減を目的に「国内クレジット（CDM）制度」を構築し今秋から開始しています。本制度は中小企業の省エネルギー設備投資の結果、当該中小企業の CO₂ 排出量削減分を大企業が自らの削減分としてみなすことのできる仕組みで、この制度の普及事業を当行をはじめとし環境関連のノウハウを有するみずほフィナンシャルグループがメガバンクグループとして唯一受託しました（受託窓口はみずほ情報総研）。

みずほ銀行において、中小企業ネットワークを通じて国内クレジット（CDM）制度の登録申請に係る紹介を行います。また、中小企業の省エネルギー設備投資のために、省エネルギーに関するソリューションを保有する企業とのビジネスマッチングと環境関連設備投資向け金利優遇貸出商品「エコアシスト」による資金面の両面から支援いたします。

以上

